

小坂町資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事に役立つ資格の取得に要する経費の一部を町が補助することにより、就職を目指す町民及び町内就業者の資質向上を促進し、雇用機会の拡大や町民の所得向上、町内企業の負担軽減や人材育成に資することを目的とし、小坂町資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小坂町財務規則（平成24年規則第5号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもの並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する組合をいう。ただし、社会福祉法人においては、資本金の額又は出資の総額を基本金に、会社を法人に読み替えるものとする。
- (2) 在職者とは、中小企業の町内事業所において常時勤務している役員及び正規雇用の従業員（自営業にあつては個人事業主を含む。）をいう。ただし、当該事業所の代表者が認めた場合は、非正規雇用の従業員を含むことができる。
- (3) 求職者とは、非正規雇用者として勤務している者、定まった職を持たない者及び失業した者のうち、公共職業安定所に登録し求職活動している者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のほか、国の法律に基づく大学校及び短期大学校に在籍している者を除く。
- (4) 学生とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学、高等専門学校に在籍している者をいう。
- (5) 国家資格とは、法の規定に基づき国又は国から委譲された団体若しくは地方自治体等が実施する試験等により認定される国家資格及び国家検定をいう。
- (6) 資格を取得した日とは、合否の判明があつた日及び認定等を受けた日の遅い日とする。なお、結果的に資格を取得できなかった場合は合否の判明があつた日とする。

(対象資格)

第3条 補助金の交付対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる国家資格。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認めるもの。

(対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、在職者、求職者又は学生のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象資格の取得に必ず要する講習又は試験等を受けるための費用（以下「対象費用」という。）が支払われていること。
- (2) 資格を取得した日の属する年度の当初において満年齢が65歳未満であること。

(3) 資格を取得した日において本町に住所を有していること。ただし、在職者についてはこの限りではない。

2 在職者、求職者又は学生は、支払日時点においてそれぞれ第2条第2号、同条第3号又は同条第4号に該当する状況にあること。

(申請者)

第5条 補助金交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、対象者が在職者の場合にあつては当該在職者が勤務する事業所の代表者、求職者の場合にあつては求職者本人、学生の場合にあつては保護者とし、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象費用を負担していること。

(2) 資格を取得した日において本町に住所を有すること。ただし、申請者が法人の代表者の場合にあつては、資格を取得した日において本町に事業所を有すること。

(3) 申請日において小坂町税条例（昭和30年条例第32号）に規定する町税及び小坂町国民健康保険税条例（昭和34年条例第8号）に規定する国民健康保険税（以下「町税等」という。）に滞納がないこと。

2 在職者が自ら対象費用を負担した場合は、前項の規定にかかわらず、対象者本人が申請できるものとする。ただし、その場合は、次のいずれにも該当すること。

(1) 当該在職者が勤務する事業所の代表者から同意を得ていること。

(2) 資格を取得した日において本町に住所を有すること。

(3) 申請日において町税等に滞納がないこと。

3 第1項及び前項の規定により在職者を対象として申請できるのは、同一年度において1事業所につき3人に限る。

(対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」）は、対象費用のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) 資格取得に必ず要する講習等の受講料（受講に必要とされる教材費を含む）。

(2) 受験料。

(3) 資格登録料。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めた費用。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、対象者1人につき10万円を限度とする。

2 前項において、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて小坂町資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票。ただし、申請者が法人の代表者の場合にあつては、定款の写し等、町内で事業を営んでいることを明らかにする書類。

(2) 申請者の「町税について未納税額がない証明」又はそれに準ずる証明書。

- (3) 対象資格の名称及び取得状況等を明らかにする書類。
 - (4) 受講料の領収書等、対象経費を明らかにする書類。
 - (5) 申請者が求職者の場合にあつては、ハローワークカード又はそれに準ずる書類の写し。
 - (6) 対象者が学生の場合にあつては、学生証等、在学を明らかにする書類の写し。
 - (7) 対象者が学生の場合にあつては、保護者と対象者の住民票。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。
- 2 前項に規定する交付申請書の提出期限（以下「申請期限」とする。）は、資格を取得した日から6月以内とする。
 - 3 同一年度において補助金の交付申請ができる資格は、1人につき1種類に限る。
 - 4 以前に本事業の適用を受け補助金の交付を受けた場合は、同一の資格について再び対象として補助金の交付申請をすることはできない。ただし、結果的に取得できなかった資格については、翌年度以降1回に限り再び対象資格とすることができる。
 - 5 他の制度（厚生労働省が定める教育訓練給付制度を除く。）による補てん対象となっている場合は、補助金の交付申請をすることができない。

（交付決定）

第9条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容の審査を行い、当該年度の予算の範囲内において補助金交付の可否を決定し、小坂町資格取得支援事業補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から速やかに小坂町資格取得支援事業補助金交付請求書（様式第2号）により、町長に補助金の交付請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定による交付請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び額の確定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、対象資格の取得に必要な講習又は試験等の実施日が平成29年4月25日以降の分から適用する。